

国民負担率の上昇と経済成長率

— 前著への補論 —

福 留 和 彦

- I. はじめに
- II. 勤労者から高齢者への所得再分配を考慮したモデル
 - 1. 可処分所得の再定義
 - 2. 勤労者の1人当たり可処分所得の変化
 - 3. 高齢者の1人当たり可処分所得の変化
- III. 数値計算
- IV. まとめ

I. はじめに

前著「高齢化の進行と日本経済のあり方」（『産業と経済』第21巻1号，2006年3月）において，わたしは，日本社会の高齢化の進行に伴う国民負担率の不可避的な上昇が，国民の生活水準を悪化させることを避けるためには，毎年どの程度の実質経済成長率が必要かを，モデルを提示した上で計算結果を示した。現時点を2004年，高齢化社会として将来時点を2020年ないしは2025年とし¹，この間の16年ないしは21年間において，毎年の国民全体の可処分所得が現時点（2004年）の可処分所得を下回ることのないモデルがあることを確認したうえで，将来時点（2020年または2025年）での国民負担率が50%，60%，70%となる3つのパターンについて検討した。その結果，2025年までの21年間で考えると，国民負担率が50%の場合は実質経済成長率（年率）が約1.09%必要であること，以下60%の場合は約2.16%，70%の場合は約3.53%必要であるとの結果を得た。より厳しい算定である2020年までの16年間では，やはり国民負担率が50%，60%，70%のもとで，生活水準が悪化しない（現時点での可処分所得を下回らない）ための実質経済成長率は，それぞれ約1.43%，2.83%，4.63%が必要であるという結果を得た。

この計算（結果）自体は，大まかながら，これからの日本経済のあり方を考える上で一つの基準を与えており，飽和社会，成長思想からの脱皮など，これ以上の経済の物量的成長に懐疑的な意見に対する一定の反論となっていた。ただ誤解してはならないのは，これら経済成長懐疑派が重きをおく「生活の質の見直しや改善」の必要性を，前著の結果は決して否定していな

¹ 国立社会保障・人口問題研究所 (<http://www.ipss.go.jp/>) の人口統計資料集（2005年版）によると，2004年時点での65歳以上人口の全人口に占める割合が19.37%であるのに対し，2020年には27.85%，2025年には28.67%との推計を出している。

いということである。生活の質の改善は経済の量的拡大と矛盾するものではなく、むしろこの2つを車の両輪としてこそ、これからの「豊かな」社会を築くことができるであろう²。このうち経済の量的拡大に焦点をしばったのが前著であった。ところが、前著で提示されたモデルには、モデルの単純化による若干の問題点が含まれていた。最大の問題点は、所得の再分配を考慮していなかったこと、そして生活水準の定義が国民1人当たりの可処分所得ではなかったことである。そこで本稿では実際の日本経済の具体的状況に近づくよう以上の2点をモデルに組み込み、議論がどのように変わるかを示した上で、毎年確保すべき実質経済成長率を再計算する。

II. 勤労者から高齢者への所得再分配を考慮したモデル

1. 可処分所得の再定義

有界な連続時間 $t \in [0, T]$ がある。 $t=0$ は現在時点、 $t=T$ は高齢化がピークに達する時点を想定している。国民所得、国民負担率、したがって可処分所得とも時間 t の関数であるので、これらをそれぞれ $Y(t), R(t), D(t)$ と表わす。いま、経済が毎年正の定率 α で成長を続けると仮定すると、国民所得 $Y(t)$ は指数関数で表せるから、これを

$$Y(t) = Y(0)e^{\alpha t} \quad (Y(0) > 0, \alpha > 0) \quad [2-1]$$

と書く。さらに国民負担率 $R(t)$ は毎年定率 β で増加させることにすると、

$$R(t) = \gamma + \beta t \quad (0 < \gamma < 1, 0 < \beta < 1, 0 < \gamma + \beta T < 1) \quad [2-2]$$

と書ける。ここまで前著と同じである。しかし、次の可処分所得 $D(t)$ の定義は若干修正される。前著では、可処分所得 = 国民所得 - 国民負担 (= 国民所得 × 国民負担率) と定義していたが、正確には、可処分所得 = 国民所得 - 国民負担 + 再分配所得としなければならない。国民負担は租税負担と社会保険料負担で構成されるが、このうち国民が支払った税金や保険料の一定割合は、年金や補助金の形で政府から民間へ再分配される。この再分配所得も可処分所得を構成していると考えるのが正確な議論である。そこで可処分所得は、

$$D(t) = Y(t) - R(t)Y(t) + \delta(t)R(t)Y(t) \quad (0 < \delta(t) < 1) \quad [2-3]$$

² 2006年6月～7月に行われた大阪市の市民講座「2006しろきた市民セミナー・日本経済の見取り図から私たちの暮らしを考える」(主催：大阪市立城北市民学習センター)において、第5回「幸福の経済学 - 「質」の時代 -」として同趣旨の講演を行った。

と書くことにする。記号 $\delta(t)$ は国民負担分から所得再分配を受ける割合を表わし、時間 t の 1 次関数と仮定しておく。

しかし、[2-3] 式で示される可処分所得 $D(t)$ は、国民全体の可処分所得である。われわれが注意すべきは、国民一人ひとりの生活水準の状況であるから、可処分所得も国民一人当たりで考えなければならない。いま、国民は勤労者（65歳未満）と高齢者（65歳以上）の二つのグループに分かれるとしよう。社会保障のあり方は、勤労者が高齢者を支える完全扶養構造を考えるので、勤労者はもっぱら負担者であり、所得の再分配を受けないものとし、高齢者はもっぱら社会保障給付をうけるのみの受益者とする。したがって、勤労者と高齢者のそれぞれのグループの可処分所得は、

$$\text{勤労者グループ全体の可処分所得 } D_y(t) = Y(t) - R(t)Y(t)$$

$$\text{高齢者グループ全体の可処分所得 } D_o(t) = \delta(t)R(t)Y(t)$$

と書ける。ここで勤労者の人口を $L_y(t)$ (> 0)、高齢者の人口を $L_o(t)$ (> 0) とし、それぞれ時間 t の 1 次関数であるとする。ただし、 $\frac{dL_y(t)}{dt} < 0$ 、 $\frac{dL_o(t)}{dt} > 0$ である。したがって、勤労者一人当たり可処分所得 $d_y(t)$ および高齢者一人当たり可処分所得 $d_o(t)$ は、それぞれ、

$$d_y(t) = \frac{D_y(t)}{L_y(t)} = \frac{Y(t) - R(t)Y(t)}{L_y(t)} \quad [2-4]$$

$$d_o(t) = \frac{D_o(t)}{L_o(t)} = \frac{\delta(t)R(t)Y(t)}{L_o(t)} \quad [2-5]$$

と書ける。

さて、前著と同様に、現在および将来の経済状況は以下の 2 つの条件を満たすことが求められている。

1. 現在時点と将来時点の可処分所得が等しい
2. 現在から将来にいたるまで、可処分所得は現在の水準を下回らない

ただし、前著では国民全体の可処分所得について議論したが、本稿では、勤労者 1 人当

たりの可処分所得および高齢者1人当たりの可処分所得のいずれもが、以上の2つの条件を満たすかどうかを確認する必要がある。勤労者についても高齢者についても2つの条件が満たされているなら、集計した結果である国民全体においても2つの条件は満たされていることになる。この逆は真ではない。以下、この確認作業を試みる。

2. 勤労者の1人当たり可処分所得の変化

前項に示した2つの条件(1, 2)を、モデルの記号を使いながら勤労者1人当たり可処分所得を対象としたものを書き換えると、

1. 現在時点(0)と T 時間後の時点の可処分所得が等しくなる(即ち $d_y(0) = d_y(T)$)
2. $t \in (0, T)$ において可処分所得 $d_y(t)$ は現状水準(即ち $d_y(0)$ または $d_y(T)$)を下回らない

となる。この2つの条件が満たされているかどうかを確認する。

[2-4] 式を時間 t で微分すると、

$$d'_y(t) = \frac{\{Y'(t) - R'(t)Y(t) - R(t)Y'(t)\}L(t) - \{Y(t) - R(t)Y(t)\}L'_y(t)}{\{L_y(t)\}^2}$$

ここで $Y'(t) = \alpha Y(t)$, $R'(t) = \beta$ より、

$$d'_y(t) = \frac{[\{(1 - R(t))\alpha - \beta\}L_y(t) - \{1 - R(t)\}L'_y(t)]Y(t)}{\{L_y(t)\}^2}$$

と整理できる。上式の分子[……]内を関数 $f(t)$ と置くと、

$$f(t) = \{(1 - R(t))\alpha - \beta\}L_y(t) - \{1 - R(t)\}L'_y(t)$$

$$f'(t) = -\alpha R'(t)L_y(t) + \{(1 - R(t))\alpha - \beta\}L'_y(t) + R'(t)L'_y(t) - \{1 - R(t)\}L''_y(t)$$

ここで、 $L''_y(t) = 0$ ($\because L_y(t)$ は1次関数)、 $R'(t) = \beta$ より、

$$f'(t) = -\alpha \beta L_y(t) + (1 - R(t))\alpha L'_y(t) < 0$$

ゆえに $f(t)$ は減少関数である。ここで場合分けをしてみると、

- Ⓐ $f(0) < 0$ のとき $f(t) < 0$ すなわち $d'_y(t) < 0$ ($\cdot Y(t) > 0, \{L_y(t)\}^2 > 0$)
となり、 $d_y(t)$ は減少関数となるので、 $d_y(t)$ は $d_y(0)$ から減る一方となって、 $d_y(0) = d_y(T)$ は実現しない。
- Ⓑ $f(T) > 0$ のとき $f(t) > 0$ すなわち $d'_y(t) > 0$ ($\cdot Y(t) > 0, \{L_y(t)\}^2 > 0$)
となり、 $d_y(t)$ は増加関数となるので、 $d_y(t)$ は $d_y(0)$ から増える一方となって、 $d_y(0) = d_y(T)$ は実現しない。
- Ⓒ $f(0) > 0$ かつ $f(T) < 0$ のとき、すなわち $d'_y(0) > 0$ かつ $d'_y(T) < 0$ のとき
にのみ、 $d_y(0) = d_y(T)$ がありうる。

したがってⒸより、 $d_y(t) > d_y(0) = d_y(T)$ ($t \in (0, T)$) である。2つの条件 (1, 2) は満たされている。

3. 高齢者の1人当たり可処分所得の変化

高齢者についても、前項に示した2つの条件 (1, 2) を、モデルの記号を使いながら高齢者1人当たり可処分所得を対象としたものを書き換えると、

1. 現在時点 (0) と T 時間後の時点の可処分所得が等しくなる (即ち $d_0(0) = d_0(T)$)
2. $t \in (0, T)$ において可処分所得 $d_0(t)$ は現状水準 (即ち $d_0(0)$ または $d_0(T)$) を下回らない

となる。この2つの条件が満たされているかどうかを確認する。

[2-5] 式を時間 t で微分すると、

$$d'_0(t) = \frac{\{\delta'(t)R(t)L_0(t) + \beta\delta(t)L_0(t) + \alpha\delta(t)R(t)L_0(t) - \delta(t)R(t)L'_0(t)\}Y(t)}{\{L_0(t)\}^2}$$

と整理できる。上式の分子 {……} 内を関数 $g(t)$ と置くと、

$$g(t) = \delta'(t)R(t)L_0(t) + \beta\delta(t)L_0(t) + \alpha\delta(t)R(t)L_0(t) - \delta(t)R(t)L'_0(t)$$

さらに関数 $g(t)$ を時間 t で微分すると、

$$g'(t) = \{2\beta + \alpha R(t)\}L_0(t)\delta'(t) + \{\beta L_0(t) + R(t)L_0'(t)\}\alpha\delta(t)$$

$g'(t)$ 式右辺の各記号は、 $\delta'(t)$ 以外はすべて正の値をとる。 $\delta'(t)$ は1次関数 $\delta(t)$ の微分係数であるが、関数 $\delta(t)$ の増減が指定されていないので、正の値をとる場合と負の値をとる場合の2通りが考えられる。もし $\delta'(t)$ が正の値をとる場合は明らかに $g'(t) > 0$ となるが、 $\delta'(t)$ が負の値をとる場合には $g'(t) > 0$ または $g'(t) < 0$ の2通りのケースが考えられる。

このうち $g'(t) < 0$ (このとき $\delta'(t) < 0$)の場合には、関数 $g(t)$ が減少関数になるので、勤労者の場合とまったく同じ理屈で

$$d_0(t) > d_0(0) = d_0(T) \quad (t \in (0, T))$$

となる。つまり、上述の2つの条件(1, 2)の両方が満たされる。これを〈ケース1〉と呼ぶことにする。他方、 $g'(t) > 0$ (このとき $\delta'(t) > 0$ または $\delta'(t) < 0$)の場合には、関数 $g(t)$ が増加関数になるので、上述の2つの条件(1, 2)が満たされるかどうかを確かめなければならない。そこで場合分けをしてみると、

$$\textcircled{D} \quad g(0) > 0 \text{ のとき } g(t) > 0 \text{ すなわち } d_0'(t) > 0 \quad (\because Y(t) > 0, \{L_0(t)\}^2 > 0)$$

となり、 $d_0(t)$ は増加関数となるので、 $d_0(t)$ は $d_0(0)$ から増える一方となって、 $d_0(0) = d_0(T)$ は実現しない。

$$\textcircled{E} \quad g(T) < 0 \text{ のとき } g(t) < 0 \text{ すなわち } d_0'(t) < 0 \quad (\because Y(t) > 0, \{L_0(t)\}^2 > 0)$$

となり、 $d_0(t)$ は減少関数となるので、 $d_0(t)$ は $d_0(0)$ から減る一方となって、 $d_0(0) = d_0(T)$ は実現しない。

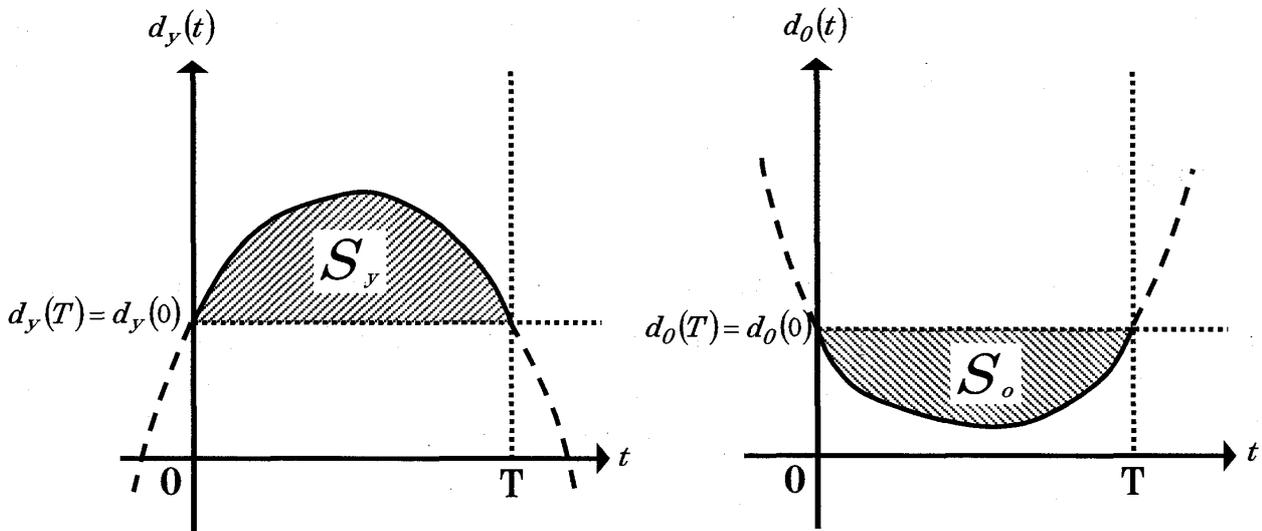
$$\textcircled{F} \quad g(0) < 0 \text{ かつ } g(T) > 0 \text{ のとき、すなわち } d_0'(0) < 0 \text{ かつ } d_0'(T) > 0 \text{ のときのみ、} \\ d_0(0) = d_0(T) \text{ がありうる。}$$

したがって \textcircled{F} より、 $d_0(t) < d_0(0) = d_0(T)$ ($t \in (0, T)$)である。つまりこの場合は、条件のうちの1つ「1. 現在時点(0)と T 時間後の時点の可処分所得が等しくなる(即ち $d_0(0) = d_0(T)$)」は満たされているが、2つ目の条件「2. $t \in (0, T)$ において可処分所得 $d_0(t)$ は現状水準(即ち $d_0(0)$ または $d_0(T)$)を下回らない」は満たされていない。高齢者の場合、 $t \in (0, T)$ において $g'(t) > 0$ ($\delta'(t) > 0$ または $\delta'(t) < 0$)の場合には、可処分所得が現行水準を下回る、すなわち生活水準が悪化してしまう可能性があるのである。これを〈ケース2〉と呼ぶことにする。

この状況を勤労者の場合と対照しつつ、視覚的にはっきりするようグラフ化しよう。

【勤労者のケース】

【老齢者のケース2】



上図から明らかなように、時間 $(0, T)$ を通じて勤労者 1 人当り可処分所得を表す関数 $d_y(t)$ のグラフは上に凸なグラフであるのに対し、老齢者のそれは下に凸のグラフとなる。勤労者の場合には、時間 $(0, T)$ の間に現時点（0 時点）ないしは将来時点（ T 時点）の可処分所得（すなわち $d_y(0)$ または $d_y(T)$ ）を上回る所得の「余剰」の総計が、上左図の斜線部分の面積 S_y である。一方、老齢者の場合には、同じく時間 $(0, T)$ の間に現時点（0 時点）ないしは将来時点（ T 時点）の可処分所得（すなわち $d_o(0)$ または $d_o(T)$ ）を下回る所得の「不足」の総計が、上右図の斜線部分の面積 S_o である。

われわれの関心は、勤労者、老齢者を合わせた国民全体の、一人ひとりの生活水準の維持・改善である。そこで、この老齢者の可処分所得の悪化を勤労者の可処分所得の改善によって埋め合わせるよう、別途の所得再分配制度（施策）を考える。時間 $(0, T)$ における勤労者の所得の「余剰」は面積 S_y 、老齢者の所得の「不足」は面積 S_o である。しかしこれは、勤労者、老齢者とも 1 人当りで見ている。「老齢者の可処分所得の悪化を勤労者の可処分所得の改善によって埋め合わせる」ことを考えるには、必ずしも 1 人当りを見て勤労者の所得の余剰が老齢者の所得の不足を補う（つまり $S_y \geq S_o$ となる）必要はない。われわれが考えている期間においては絶対数を見て老齢者よりも勤労者のほうがはるかに多い（つまり $L_y(t) > L_o(t)$ ）からである。したがって、勤労者全体の所得の「余剰」が老齢者全体の所得の「不足」を補うことを考えればよい。それは以下のような式に書けるであろう。

$$L_y(t)S_y \geq L_o(t)S_o$$

$$L_y(t) \int_0^T \{d_y(t) - d_y(0)\} dt \geq L_o(t) \int_0^T \{d_o(0) - d_o(t)\} dt$$

上式が成り立つ可能性と条件を確認する必要があるが、ここでは上式が成り立つように条件が「制度的に」用意されているものと仮定しておく。これによって高齢者の〈ケース 2〉も、2番目の条件「現在から将来にいたるまで、(1人当り)可処分所得は現在の水準を下回らない」を満たすことができる。

Ⅲ. 数値計算

前節までの議論を踏まえて、本節では実際の日本経済の数値を与えた上で、高齢化の進行する日本社会にあって、今後どれだけの実質経済成長率が必要となるのか、数値計算を試みたい。計算の根拠となるのは前節で展開したモデルである。すなわち「1. 現在時点と将来時点の(1人当り)可処分所得が等しい」、「2. 現在から将来にいたるまで、(1人当り)可処分所得は現在の水準を下回らない」という2つの条件を満たすモデルである。国民1人当りの可処分所得 $d(t)$ は [2-4] 式, [2-5] 式より,

$$d(t) = d_y(t) + d_o(t) = \frac{Y(t) - R(t)Y(t)}{L_y(t)} + \frac{\delta(t)R(t)Y(t)}{L_o(t)}$$

勤労者、高齢者とも、1人当り可処分所得は現在時点(0時点)と将来時点(T 時点)で等しくなることが可能であることがわかっているので、

$$d(0) = d(T)$$

$$\frac{Y(0) - R(0)Y(0)}{L_y(0)} + \frac{\delta(0)R(0)Y(0)}{L_o(0)} = \frac{Y(T) - R(T)Y(T)}{L_y(T)} + \frac{\delta(T)R(T)Y(T)}{L_o(T)}$$

というふうにはける。この式を実質経済成長率 α を左辺とする式に書き直すと、

$$\alpha = \frac{1}{T} \ln \left[\frac{\frac{L_o(T)}{L_o(0)} \left\{ \frac{L_o(0)(1-\gamma)}{L_y(0)} + \delta(0)\gamma \right\}}{\frac{L_o(T)(1-R(T))}{L_y(T)} + \delta(T)R(T)} \right] \quad [2-6]$$

期間の長さ T , 将来時点の所得再分配率 $\delta(T)$, 将来時点の国民負担率 $R(T)$ の種々の数値の組合せによって、「必要とされる」実質経済成長率 α の値がどのように変わってくるかを [2-

6] 式は与えてくれる。期間の長さ T については、(2004年から数えて) 2020年までの16年間 (したがって $T=16$)、2025年までの21年間 (したがって $T=21$) を、将来時点の国民負担率 $R(T)$ については、30%、40%、50%、60%、70%の5つのケースを考える。残りの所得再分配率 $\delta(T)$ については、すこし説明が必要である。

日本経済における所得再分配率 $\delta(t)$ をどの程度に見積もるかは、その定義の仕方による。ここでは、国や地方、社会保障基金から支払われる社会保障費 (医療、介護、年金など) の、国民負担 (= 租税負担 + 社会保険料負担) に対する割合と定義しておく。社会保険料負担はそのまま高齢者への所得再分配として、かれらの可処分所得を形成する。他方、租税のうち社会保障へ充当される部分に関しては、国からのものと地方からのもの二つが源泉になる。国からのものは、国家の予算項目中の「社会保障関係費」がこれにあたる。地方からのものは、地方自治体の予算項目中の「民生費」³ がこれに近い。したがって所得再分配比率は、

$$\delta(t) = (\text{社会保険料負担} + \text{社会保障関係費} + \text{民生費}) / \text{国民負担}$$

で代用することにしよう。後述するように、現在時点の所得再分配率 $\delta(0)$ は0.655であるので、将来時点の所得再分配率 $\delta(T)$ は、ありうる可能性として0.7、0.6、0.5、0.4、0.3、0.2の各ケースを用いて実質経済成長率 α の計算を行うことにする。

一方、式中の記号のうち、現在時点の勤労者人口 $L_y(0)$ 、現在時点の高齢者人口 $L_o(0)$ 、将来時点の勤労者人口 $L_y(T)$ 、将来時点の高齢者人口 $L_o(T)$ 、現在時点の国民負担率 γ は一定値 (現在時点に関しては確定値、将来時点に関しては推計値) が与えられている。

確定値に関しては、現在時点の勤労者人口 $L_y(0)$ が1億293万1千人 (0~14歳含む)、高齢者人口 $L_o(0)$ が2472万2千人、推定値に関しては、将来時点の勤労者人口 $L_y(T)$ が2020年で8954万8千人、2025年で8641万人、高齢者人口 $L_o(T)$ が2020年で3455万9千人、2025年で3472万6千人になるという⁴。現在時点の国民負担率 γ は37.1% (2004年) を用いる。現在時点の所得再分配率 $\delta(0)$ は上述の定義に従って計算する。国民負担は2004年度で約133.6兆円、これに対し社会保険料負担は約52兆円、国庫から支出される「社会保障関係費」は約19.8兆円、地方から支出される「民生費」は2002年度で、都道府県、市町村合わせて約15.7兆円である。したがって所得再分配率 $\delta(0)$ は

$$\delta(0) = (52 + 19.8 + 15.7) / 133.6 \doteq 0.655$$

³ 児童、老人、障害者等に対する各種の社会福祉施設の整備運営や、福祉サービスの提供、生活困窮者に対する生活保護等。(林宜嗣 [2005] 『基礎コース 財政学 (第2版)』新世社、245ページ。)

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成14年1月推計) —概要について—」 (<http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest02/newest02.asp>) より。

と計算される。これらの数値をもとに、[2-6]式を用いながら「必要とされる」実質経済成長率 α の値を求めて整理したのが以下の表である。

表1. 2004年から2020年まで ($T=16$) のケースの実質経済成長率 α

$\delta(T)$		所得再分配率 $\delta(T)$					
		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7
将来時点の国民負担率 $R(T)$	30%	0.032003 (3.20%)	0.026567 (2.66%)	0.021566 (2.16%)	0.016936 (1.69%)	0.012626 (1.26%)	0.008593 (0.86%)
	40%	0.035626 (3.56%)	0.028076 (2.81%)	0.021341 (2.13%)	0.015262 (1.53%)	0.009722 (0.97%)	0.004633 (0.46%)
	50%	0.039471 (3.95%)	0.029623 (2.96%)	0.021117 (2.11%)	0.013631 (1.36%)	0.006947 (0.70%)	0.000909 (0.09%)
	60%	0.043569 (4.36%)	0.031209 (3.12%)	0.020894 (2.09%)	0.012042 (1.20%)	0.00429 (0.43%)	-0.00261 (-0.26%)
	70%	0.047955 (4.80%)	0.032836 (3.28%)	0.020671 (2.07%)	0.010493 (1.05%)	0.001742 (0.17%)	-0.00593 (-0.59%)

表2. 2004年から2025年まで ($T=21$) のケースの実質経済成長率 α

$\delta(T)$		所得再分配率 $\delta(T)$					
		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7
将来時点の国民負担率 $R(T)$	30%	0.023029 (2.30%)	0.019018 (1.90%)	0.015318 (1.53%)	0.011885 (1.19%)	0.008683 (0.87%)	0.005682 (0.57%)
	40%	0.025932 (2.59%)	0.020342 (2.03%)	0.01534 (1.53%)	0.010814 (1.08%)	0.00668 (0.67%)	0.002877 (0.29%)
	50%	0.029024 (2.90%)	0.021705 (2.17%)	0.015362 (1.54%)	0.009766 (0.98%)	0.004759 (0.48%)	0.000228 (0.02%)
	60%	0.032331 (3.23%)	0.023108 (2.31%)	0.015385 (1.54%)	0.008741 (0.87%)	0.002912 (0.29%)	-0.00228 (-0.23%)
	70%	0.035884 (3.59%)	0.024553 (2.46%)	0.015407 (1.54%)	0.007737 (0.77%)	0.001133 (0.11%)	-0.00467 (-0.47%)

将来時点の所得再分配率 $\delta(T)$ の各値と将来時点の国民負担率 $R(T)$ の各値の組合せとして、各マトリックスには「必要とされる」実質経済成長率 α が示されている。小数点以下6桁まで示してあるが、このうち5桁以下を四捨五入して、直下の括弧内に百分率表示している。

これらの表から以下の事柄が読み取れる。

1. 2025年までの21年間において必要とされる実質経済成長率(年率)は、最大で3.59%、現実性の高いと思われる所得再分配率0.4~0.6の範囲では0.11~1.54%となっている。

2. 2020年までの16年間に必要とされる実質経済成長率(年率)は、最大で4.80%、現実性の高いと思われる所得再分配率0.4~0.6の範囲では0.17~2.16%となっている。
3. 2025年までの21年間に必要とされる実質経済成長率も大きくなっていくのに対し、所得再分配率が0.5以上では、国民負担率が上昇するにしがって必要とされる実質経済成長率は低下していく。
4. 2020年までの16年間に必要とされる実質経済成長率も大きくなっていくのに対し、所得再分配率が0.4以上では、国民負担率が上昇するにしがって必要とされる実質経済成長率は低下していく。
5. とくに所得再分配率が0.3以下のケース($\delta=0.2, 0.3$)では、国民負担率が上がると、必要とされる実質経済成長率が急激に高くなる。

上記の3と4は、所得再分配率がある値を境にして国民負担率の上昇とともに同様に上昇するか、逆に低下するかに分かれることがわかる。その「境界」となる所得再分配率の値を、「国民負担率が上昇しても、必要とされる実質経済成長率が変わらない」値と定義して計算してみると、2020年までの16年間では所得再分配率 $\delta=0.3859$ で、将来時点の国民負担率の水準にかかわらず必要とされる実質経済成長率が約2.23%になる。同様に2025年までの21年間で見ると、所得再分配率 $\delta=0.4019$ で、将来時点の国民負担率の水準にかかわらず必要とされる実質経済成長率が約1.53%になる。

IV. まとめ

前節での数値計算の結果、本稿の冒頭で述べたように、前著(福留[2006])での計算結果とそれほど齟齬のない値が出てきた。しかし、本稿のモデルもいまだ不完全ではあるが、所得の再分配を考慮し、1人当り可処分所得を生活水準の代理変数としたことで、前著よりもはるかに改善がなされている。その結果、前著では単に将来時点の国民負担率の各水準に対しての「必要とされる」実質経済成長率を求めるに過ぎなかったのが、本稿では、同じ水準の国民負担率であっても所得再分配率の変化によって「必要とされる」実質経済成長率が異なってくることを示された。前著と本稿の数値結果がほぼ同じだとしても、結果の持つ意味はおのずと異なる。

政府や厚生労働省は、将来の国民負担率を50%以内に抑えることを目標としているが、この場合に国民の生活水準が悪化しないために「必要とされる」実質経済成長率は、将来の所得再分配率の値いかんによって異なってくる。もっとも可能性が高い所得再分配率の領域を0.4~0.6とすると、2025年までの21年間で年率0.48~1.54%、2020年までの16年間では年率0.70~

2.11%の実質経済成長率が「必要とされる」のである。かりに国民負担率60%を許容する場合でも、0.29~1.54% (2025年まで), 0.43~2.09% (2020年まで) である。前著と同様、本稿も、今後の日本経済の政策の方向として年率2%の実質経済成長率の確保を主張する。

本稿の結果のうちで意外であったのは、前節最後で示した結果3, 4である。普通、国民負担率が上昇していくにつれて、国民の可処分所得の水準を落とさないようにするために、経済成長率のさらなる上昇の必要が想像される。しかし、本稿の結果に従えば、所得再分配率の値いかんによっては逆の可能性もあることが示唆されている。すなわち、2025年までの21年間においては所得再分配率が「境界」値 $\delta = 0.4019$ よりも大きいとき、2020年までの16年間では $\delta = 0.3859$ よりも大きいときには、国民負担率が上昇するにつれて、1人当たり可処分所得水準を悪化させないのに必要な実質経済成長率は逆に低下していく。考えて見れば、国民負担は負担の側面からのみ論じるべきではない。給付の側面すなわち可処分所得を構成する所得の一種でもあるから、税や保険料として徴収された全体に対する再分配率が大きければ大きいほど可処分所得は増える。もちろんこの場合、税・保険の負担主体と所得再分配を受ける主体が異なっており、単に国民全体の可処分所得の動きだけでは議論ができなかった。負担主体は勤労者であり、受益主体は高齢者である。高齢化の進行は勤労者数の減少と高齢者数の増加を伴っている。したがって生活水準のありかたも、勤労者の1人当たり可処分所得の変化と高齢者の1人当たり可処分所得の変化を問題にしてこそより正確な議論ができる。

表1, 2で示されている本稿の結果を踏まえると、社会保障制度さらには財政制度のあり方はそれほど単純ではなくなってくる。前著での結果のように、国民負担率が上がると一様に実質経済成長率が大きくなる必要があるときには、国民負担率を抑制する方向にだけ注力すればよかった。しかし本稿の結果では、国民負担率の上昇は所得再分配率の値いかんによって抑制すべきであるのか否かの判断が分かれてくる。少なくとも「必要とされる」実質経済成長率を低く抑えられればよいという基準に照らしてはそうである。どのような状況にあっても国民負担率の抑制が最善であるというのは、われわれの思い込みかもしれない。このあたりの議論は次の課題である。